

●香川県公安委員会告示第9号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第12条の3の診断を行う医師を、平成27年12月4日次のとおり指定したので、銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第15号）第30条の4第3項の規定により告示する。

平成24年香川県公安委員会告示第7号（銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の規定による医師の指定）は、廃止する。

平成27年12月8日

香川県公安委員会委員長 伊賀三千廣

医師の氏名	勤務する病院の名称	病院の所在地	診断の対象者
香川 公一	社会医療法人財団大樹会 総合病院回生病院	坂出市室町3丁目5 番28号	銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号の政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に定めるものを除く。）にかかっている者並びに同法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者
三船 和史	医療法人社団三愛会 三船病院	丸亀市柞原町366番 地	
西紋 孝一	医療法人社団中和会 西紋病院	丸亀市津森町595番 地	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に定める病気にかかっている者
宮崎 雅仁	医療法人社団仁愛会 三好医院	東かがわ市大谷813 番地1	
市川 正浩	医療法人社団光風会 三光病院	高松市牟礼町原883 番地1	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症である者
馬場 浩一	医療法人社団玉藻会 馬場病院	高松市郷東町580番 地	
前田 譲二	医療法人社団三和会 しおかぜ病院	仲多度郡多度津町堀 江4丁目3番19号	